

主なテーマ＝幕末（19世紀後半）から現在（21世紀始め）に至る約150年間のカトリック教会の歴史を振り返り、今後の教会の在り方を考える。

1. 江戸幕府の禁教政策と宗門人別帳制度・寺請制度

幕府は「宗門人別帳」の制度を通じて、幕府の統治方針と相容れない宗教を徹底的に弾圧するとともに、キリスト教を仏教に改宗させるために、寺院にその檀徒であることを証明させて奉行所に提出させる「寺請」制度によって、宗門人別帳を補完していた。さらに幕府は「一家一寺の制」や「離檀」の禁止によって、仏教寺院に民衆の監視を担わせることとし、これによって、民衆は宗教の自由のみならず移転の自由をも制限された。

2. 明治政府の初期宗教政策と浦上4番崩れ

① 明治政府の初期宗教政策

明治政府は江戸幕府が仏教勢力を利用して民衆を統治したように天皇を中心とした神社神道を通じて民衆統治を徹底しようとしたため、より厳しくキリスト教の統制が行われた。

② 信徒発見と浦上4番崩れ

1865年2月19日、大浦居留地南山手にカトリック教会堂の建立獻堂式

1865年3月17日、イザベリナゆりを中心に浦上の信者15人程の男女が天主堂に赴く

1867年4月18日、浦上本原郷の信徒らが庄屋に自葬を申し出て長崎代官所に召喚される

③ 遣欧岩倉使節団と信仰の自由

使節団の主目的は友好親善、及び欧米先進国の文物観察と調査であったが、各国を訪れた際に条約改正を打診する副次的使命を担っていた。だが、法制度が整っていないことやキリスト教禁教政策などを理由に不成功に終わった。とりわけ、訪問先では乙女峠（津和野）の冷酷極まる政府の弾圧の実態が周知されており、厳しい抗議に晒され、ブリュッセルに到着した岩倉が政府に打電し直ちにキリスト教政策の中止を求めた。その年の2月末に太政官布告68号によってキリスト教禁制の高札は除去され、翌月、太政官達をもって「長崎県下異宗徒帰籍」を命じた。

3. 大日本帝国憲法制定と教育勅語

① 大日本帝国憲法と信仰の自由－第28条「日本臣民ハ安寧・秩序ヲ妨ケス。及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」

※ 不平等条約改正（関税自主権の獲得・治外法権の撤廃）を実現するためには、西欧諸国のように憲法を中心とした法体系を持つことが急務であったこと、そして信教の自由を保障していることを示す必要があったので、帝国憲法の制定とその中に信教の自由が明記された。富国強兵政策を進める明治政府にとって、不平等条約改正は重要かつ緊急の課題であった。関税自主権が認められねば、外国からの輸入品に対して関税がかけられず、国内産業を守ることができないからである。また、天皇絶対主義政治を神道中心の宗教政策で実現しようとする政府は、キリスト教を全面公認することはせず、「臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」（又は「法律の範囲内において」）という制限を加えて条文とした。

② 教育勅語と信仰の自由

1882年 神道から祭祀と宗教を分離し「祭祀を行うだけの神道は宗教ではない」という解釈を主張

1890年 明治天皇の名のもとに発せられた「教育ニ關スル勅語」。

教育の根本を皇祖皇宗の遺訓に求め、忠孝の徳を国民教育の中心に据えた。

※ 憲法では条件つきで「信教の自由」を認めるが、教育において「教育勅語」を国民教育の根本とすることによって、天皇絶対主義政治を神道中心の宗教政策で実現しようとした。

- ③ 国家主義の台頭と信仰の自由 一日清戦争・日露戦争により、国家主義化が進む (2ページ)
・ 日清戦争は、キリスト教会が反国家的・非愛国的でないことを試される事件であった。
・ 「忠君愛國の思想が基督教徒にあるかないか、実際に試験すべき時期が来た」といった世論の疑惑に応えるかのように・・・

④ 軍国主義と信仰の自由—国家総動員法・宗教団体法

1912年 神仏基の三教の会合が実現（内務次官床次竹次郎の提唱）。

政府が過激な社会主義運動を弾圧し、家族国家論に基づく国民教化の再編成と国家主義的政策の強化を図って企画されたもの

1938年 国家総動員法（国家の総力を発揮させるために人的、物的資源を統制運用する権限を政府に与えた法律）

1939年 宗教団体法（教団の統合と教理の国家主義的修正を図ったもの）

4. 日本国憲法制定と信仰の自由

1945年 ポツダム宣言受諾、無条件降伏

1947年 日本国憲法制定。第20条で信教の自由の保障・政教分離の原則承認。宗教団体法廃止。

5. 第2バチカン公会議と現在の教会 ((資料A) を参照)

① 第2バチカン公会議の歴史的意義

ローマ教皇ヨハネ23世のもとで開かれ、後を継いだパウロ6世によって遂行されたカトリック教会の公会議である。この会議では、公会議史上初めて世界五大陸から投票権を持つ参加者（公会議教父）が集まり、まさに普遍公会議というふざわしいものとなった。教会の現代化をテーマに多くの議論がなされ、以後の教会の刷新の原動力となるなど、第2バチカン公会議は20世紀のカトリック教会において最も重要な出来事であり、現代に至るまで大きな影響力をもっている。

② NICE I・NICE II（福音宣教全国会議） (資料B) を参照

1987年 11月、第1回福音宣教推進全国会議（NICE1）の開催（京都）

「ともに喜びをもって生きよう」を発表 さまざまな課題の解決に向けて、信徒、修道者、司祭の枠を越えた協力の中で、一人の排除することのない社会の実現をめざしていく方向を示した。

1993年 10月、第2回福音宣教推進全国会議（NICE2）の開催（長崎）

課題「家庭の現実から福音宣教のあり方を探る一神のみに基づく家庭を育てるために」

1994年 3月、「家庭と宣教—家庭を支え福音を生きる教会共同体の実現をめざして」という文書を司教団が発表。教皇ヨハネ・パウロ2世の使徒的勧告「家庭—愛といのちのきずな」から引用。家庭の4つの使命を確認し、愛の共同体である家庭を教会が支えていくこと、そのために分かち合いを深め実践していくことを提唱しました。

※4つの使命 (1) 愛の共同体をつくること。(2) 生命の仕えること

(3) 社会の進歩発展に参加すること。(4) 教会の生命と使命に参加すること

③ シノドス（世界代表司教会議） シノダリティ (資料C・D) を参照

第2バチカン公会議は、それまでの教会と、それ以後の教会とに一線を画するような実り多い、大切な貴重な会議でした。しかし、ことあるごとに、全世界からすべての司教たちが集まるることは事実上不可能です。

そこで、教皇パウロ6世は、世界の各地から選出された、代表者の司教が集まって会議を開き、現代社会の中で教会が考えていかなければならない事柄を話し合う会議を開くことを決めました。これが「シノドス」です。

「シノドス（Synodus Episcoporum）」は、1967年にバチカンではじめて開催されました。

シノドスの特徴は、討議しても、決定権はないというものです。そこで話し合われた意見をまとめて、教皇に具申し、教皇がその提言を受けて、シノドス後に「使徒的勧告」という形で、文書を出すことになっています。

今回のシノドスの目的：教会の本質であるこのシノダリティを現代の教会が再発見すること。

シノダリティとは「ともに歩むこと」「ともに歩むあり方」「ともに生きること」